

## P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインの改正について

現 行	改 正 案
<p data-bbox="353 384 943 411">P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン</p> <p data-bbox="185 480 1104 943">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="230 963 365 991">（以下、略）</p> <p data-bbox="185 1107 495 1134">ステップ 1. 事業の発案</p> <p data-bbox="185 1251 521 1278">1 - 1 P F I 事業の検討</p> <p data-bbox="185 1347 353 1374">(1)～(3) 略</p>	<p data-bbox="1294 384 1883 411">P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン</p> <p data-bbox="1126 480 2056 943">本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p data-bbox="1171 963 1305 991">（以下、略）</p> <p data-bbox="1126 1107 1435 1134">ステップ 1. 事業の発案</p> <p data-bbox="1126 1251 1462 1278">1 - 1 P F I 事業の検討</p> <p data-bbox="1126 1347 1294 1374">(1)～(3) 略</p>

(4) P F I 事業は、単なる施設の調達ではなく、民間事業者からサービスを調達するものであるという認識のもとに、P F I 事業によって調達しようとする公共サービス及びP F I 事業の範囲を明確にすることが重要である。

また、民間収益施設を併設するP F I 事業の場合には、民間収益施設の経営リスクによりP F I 事業の実施に支障を生じるおそれがあるため、P F I 事業から民間収益施設の経営リスクを可能な限り分離する必要があるが、完全に分離できない場合においても民間収益施設の経営リスクが最小限となるよう事業契約等（法第5条第2項第5号に規定する事業契約又は法第10条の9第1項に規定する実施契約をいう。以下同じ。）において適切に措置することに留意する必要がある。

(5)・(6) 略

(7) P F I 事業の検討においては、後述するように、法第5条の2に基づく民間事業者からの実施方針策定の提案がある場合を想定している。このような提案があった事業についても、積極的にこれを取り上げて、提案内容の公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I 事業として実施に移すことが適当かどうかについて検討することが必要である。

## 1-2 民間事業者からの提案

民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第5条の2に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は

(4) P F I 事業は、単なる施設の調達ではなく、民間事業者からサービスを調達するものであるという認識のもとに、P F I 事業によって調達しようとする公共サービス及びP F I 事業の範囲を明確にすることが重要である。

また、民間収益施設を併設するP F I 事業の場合には、民間収益施設の経営リスクによりP F I 事業の実施に支障を生じるおそれがあるため、P F I 事業から民間収益施設の経営リスクを可能な限り分離する必要があるが、完全に分離できない場合においても民間収益施設の経営リスクが最小限となるよう事業契約等（法第5条第2項第5号に規定する事業契約又は法第22条第1項に規定する実施契約をいう。以下同じ。）において適切に措置することに留意する必要がある。

(5)・(6) 略

(7) P F I 事業の検討においては、後述するように、法第6条に基づく民間事業者からの実施方針策定の提案がある場合を想定している。このような提案があった事業についても、積極的にこれを取り上げて、提案内容の公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、P F I 事業として実施に移すことが適当かどうかについて検討することが必要である。

## 1-2 民間事業者からの提案

民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第6条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部

一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第6条に基づき特定事業の選定(\*1)が行われることが考えられる。

このようにPFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記に留意して対応する。

なお、PFI法に基づかない任意の提案(発案)についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、PFI法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。

また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の発案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

(1)～(6) 略

## ステップ2. 実施方針の策定及び公表

### 2-1 実施方針の策定の見通しの公表

管理者等は、法第10条の2に基づき、実施方針の策定の見通しを公表する必要がある。公表については、公共工事の発注の見通しの公表と併せて行うことや、同じ時期に行うこと等が考えられる。

なお、地方公共団体においては、債務負担行為の設定を行う前に実施方

が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第7条に基づき特定事業の選定(\*1)が行われることが考えられる。

このようにPFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記に留意して対応する。

なお、PFI法に基づかない任意の提案(発案)についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、PFI法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。

また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の発案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

(1)～(6) 略

## ステップ2. 実施方針の策定及び公表

### 2-1 実施方針の策定の見通しの公表

管理者等は、法第15条に基づき、実施方針の策定の見通しを公表する必要がある。公表については、公共工事の発注の見通しの公表と併せて行うことや、同じ時期に行うこと等が考えられる。

なお、地方公共団体においては、債務負担行為の設定を行う前に実施方

針が公表されている事例も多いことから、見通しの公表は年度初めに限定されることなく、公表の見通しが立った段階で遅滞なく公表することが望ましいと考えられる。

## 2-2 実施方針の策定及び公表

(1) PFI事業の検討により、法第6条に基づき特定事業の選定を行おうとする場合には、必ずその前に実施方針の策定・公表を行わなければならない。選定事業として選定される可能性がどの程度明確になれば実施方針の策定・公表を行うかということについての定めはないが、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をなるべく早い段階で行うことが大切である。また、株式譲渡に関する方針は、実施方針に記載するなど早い段階で示すことが望ましい。早い段階で実施方針により事業概要を広く公表することは、民間事業者に対する準備期間の提供、関係住民に対する周知に資することとなる。

(2) 略

## 2-3 実施方針策定に当たっての留意事項

略

針が公表されている事例も多いことから、見通しの公表は年度初めに限定されることなく、公表の見通しが立った段階で遅滞なく公表することが望ましいと考えられる。

## 2-2 実施方針の策定及び公表

(1) PFI事業の検討により、法第7条に基づき特定事業の選定を行おうとする場合には、必ずその前に実施方針の策定・公表を行わなければならない。選定事業として選定される可能性がどの程度明確になれば実施方針の策定・公表を行うかということについての定めはないが、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をなるべく早い段階で行うことが大切である。また、株式譲渡に関する方針は、実施方針に記載するなど早い段階で示すことが望ましい。早い段階で実施方針により事業概要を広く公表することは、民間事業者に対する準備期間の提供、関係住民に対する周知に資することとなる。

(2) 略

## 2-3 実施方針策定に当たっての留意事項

略

### ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表

#### 3-1 特定事業の評価・選定

実施方針を策定、公表した後、法第6条に基づく特定事業の選定を行うかどうかの評価が必要となる。この評価の結果、実施可能性等を勘案した上で、PFI事業として実施することが適切であると認める事業については、特定事業の選定を行うこととする。

この評価の考え方は下記のとおりである。(詳細については、「VFMに関するガイドライン」に示す。)

(1)～(3) 略

#### 3-2 選定結果等の公表

略

#### 3-3 公的財政負担の見込額の算定及び公共サービスの水準の評価の客観性、透明性の向上

### ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表

#### 3-1 特定事業の評価・選定

実施方針を策定、公表した後、法第7条に基づく特定事業の選定を行うかどうかの評価が必要となる。この評価の結果、実施可能性等を勘案した上で、PFI事業として実施することが適切であると認める事業については、特定事業の選定を行うこととする。

この評価の考え方は下記のとおりである。(詳細については、「VFMに関するガイドライン」に示す。)

(1)～(3) 略

#### 3-2 選定結果等の公表

略

#### 3-3 公的財政負担の見込額の算定及び公共サービスの水準の評価の客観性、透明性の向上

<p>略</p> <p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>略</p> <p>ステップ5. 事業契約等の締結等</p> <p>ステップ4. で選定された民間事業者と事業契約等を取り決める。</p> <p>5-1 事業契約等の取決めに当たっての留意事項</p> <p>略</p> <p>5-2 事業契約等の公開</p> <p>管理者等は法第10条の2第3項に規定するもののほか、公開すること</p>	<p>略</p> <p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>略</p> <p>ステップ5. 事業契約等の締結等</p> <p>ステップ4. で選定された民間事業者と事業契約等を取り決める。</p> <p>5-1 事業契約等の取決めに当たっての留意事項</p> <p>略</p> <p>5-2 事業契約等の公開</p> <p>管理者等は法第15条第3項に規定するもののほか、公開することによ</p>
--	--

<p>により、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き事業契約等の内容を公表する。</p> <p>なお、上記5-1(9)の管理者等と金融機関との取り決めについても、同様に公開することが望ましい。</p> <p>5-3 選定事業者が第三セクターである場合の特段の配慮</p> <p>略</p> <p>5-4 選定事業者が、当該選定事業以外の事業等に従事する場合の措置、又は、新設法人である場合における別途合意</p> <p>略</p> <p>ステップ6. 事業の実施、監視等</p> <p>略</p>	<p>り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き事業契約等の内容を公表する。</p> <p>なお、上記5-1(9)の管理者等と金融機関との取り決めについても、同様に公開することが望ましい。</p> <p>5-3 選定事業者が第三セクターである場合の特段の配慮</p> <p>略</p> <p>5-4 選定事業者が、当該選定事業以外の事業等に従事する場合の措置、又は、新設法人である場合における別途合意</p> <p>略</p> <p>ステップ6. 事業の実施、監視等</p> <p>略</p>
---	---

ステップ7. 事業の終了

略

ステップ7. 事業の終了

略

附 則

本ガイドラインは、平成 25 年 9 月 日から施行する。



P F I 事業のプロセス

特定事業の選定

公共施設等の管理者等

ステップ1. 事業の発案(民間事業者からの提案を含む)

- P F I 事業として実施することの検討、民間事業者からの提案の積極的な取り上げ
- 民間提案に係る受付、評価等を行う体制の整備等
- 民間提案に必要な情報の提供、今後事業として実施できる可能性のある事業については、計画として公表
- P F I 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、実施方針を策定する等の手続に着手

ステップ2. 実施方針の策定及び公表

- [法第15条](#)に基づく実施方針の策定の見通しの公表
- 公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表
- 民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容
- 公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化
- 必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化

ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表

- P F I 事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できることが基準(同一サービス水準の下での公的財政負担の縮減、同一負担水準の下での公共サービス水準の向上等)
- 公的財政負担の総額の現在価値換算による評価(所要の適切な調整を行った上で)
- 定量的評価の原則と、これが困難な場合における客観性を確保した上での定性的評価
- 選定の結果等の公表における透明性の確保

【PFI事業実施プロセスに関するガイドライン】

民間事業者の  
募集及び選定等

ステップ4. 民間事業者の募集、  
評価・選定、公表

- 公共施設等の管理者等**
- 競争性の担保、手続の透明性の確保
  - 民間事業者の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間確保への配慮
  - 企画競争、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約（競争的対話方式）の活用
  - 競争性のある随意契約の必要がない場合、総合評価一般競争入札の活用
  - 価格以外の条件をも考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の客観性の確保
  - 技術提案制度の活用
  - いわゆる性能発注の重視
  - 民間事業者の質問に対する公正な情報提供
  - 民間提案が実施方針の策定に寄与した程度を勘案し、加點評価を行う等、適切に評価
  - 寄与した程度は、提案内容の先進性等を勘案して評価し、原則として、知的財産に該当するものが評価対象となるが、個別の事業に応じ、幅広く評価することも可能
  - 選定の結果等の公表における透明性の確保

ステップ5. 事業契約等の締結等

- 公共施設等の管理者等と選定事業者**
- 事業契約等による規定とその公開
    - ・当事者間の権利義務等についての具体的かつ明確な取決め
    - ・適正な公共サービス提供の担保のための規定
      - －公共サービス水準の監視
      - －実施状況、財務状況についての報告
      - －問題があった場合の報告と第三者である専門家による調査・報告の提出
      - －公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するための必要かつ合理的な措置等
      - －安全性の確保、環境の保全等に必要な範囲での公共の関与
    - ・リスク配分の適正化に配慮したリスク分担の明確化、リスクの軽減・除去への対応の明確化
    - ・事業終了時、事業継続困難の場合、契約解除に関する具体的かつ明確な規定
    - ・選定事業の態様等に応じた適切な取決め
    - ・事業契約等の解釈に疑義が生じた場合等についての具体的かつ明確な規定

PFI事業の実施

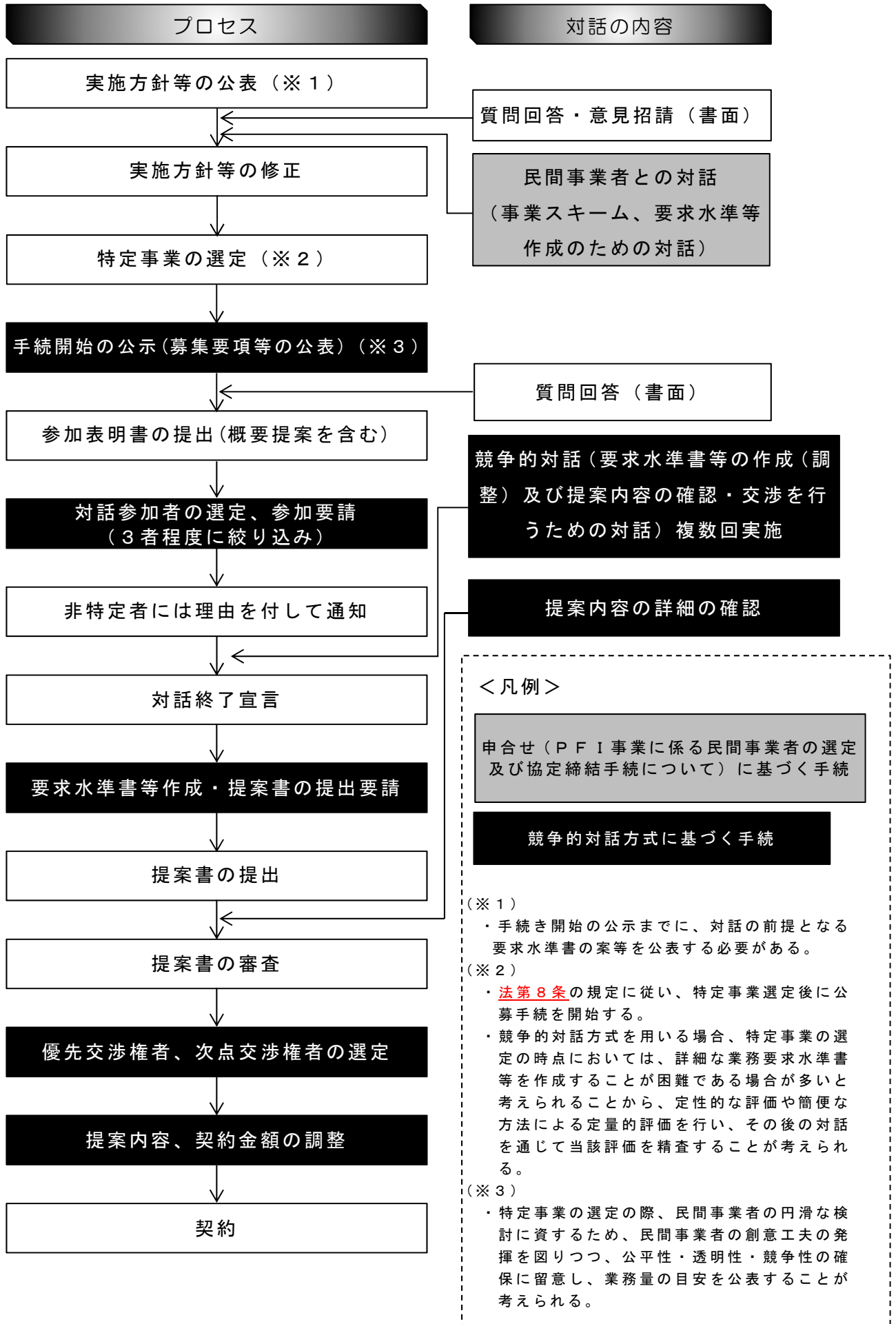
ステップ6. 事業の実施、監視等

- 公共施設等の管理者等と選定事業者**
- 事業契約等に従った事業の実施
  - 提供される公共サービスの水準の監視等

ステップ7. 事業の終了

- 土地等の明渡し等、あらかじめ事業契約等で定めた資産の取扱いにのっとりた措置

■ 事業者選定フロー（ステップ4 4-1 ①-2 競争的対話方式）



【PFI事業実施プロセスに関するガイドライン】

■業者選定フロー（ステップ4 4-1 ② 総合評価一般競争入札（技術提案制度の活用）

